

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
受託研究規程

〔平成16年4月19日
規程第94号〕

改正 平成18年3月27日規程第29号

改正 平成21年3月31日規程第94号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）が受託する研究（以下「受託研究」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「知的財産権」とは、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構知的財産取扱規程（平成16年規程第16号。以下「知的財産取扱規程」という。）第2条に規定する権利、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権及び外国における前記の権利に相当する権利並びにその他一切の知的財産権をいう。

2 この規程において知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第3項に定める行為、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第3項に定める行為、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める行為、商標法（昭和34年法律第127号）第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第3項に定める行為、種苗法（平成10年法律第83号）第2条第5項に定める行為、著作権については著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作権を利用する行為及びノウハウの使用をいう。

3 この規程において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権
- (2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
- (3) 種苗法に規定する専用利用権
- (4) 第1項に規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利
- (5) プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利
- (6) 第1項に規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利

(受入れの条件)

第3条 受託研究の受入れにあたっては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することができないこと。ただし、委託者から中止の申出があった場合は、委託者と協議の上、中止することができること。
- (2) 受託研究を完了し、又は中止し、若しくはその期間を変更した場合において、受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）の額に不用が生じ、委託者から不用

- となった額について返還の請求があった場合は返還すること。ただし、委託者からの申出により受託研究を中止する場合は、原則として当該受託研究費は返還しないこと。
- (3) 受託研究費により取得した設備等は、機構と委託者との間に別段の合意がある場合を除き、機構の所有とする。
- (4) 受託研究費は、原則として当該研究の開始前に納付すること。ただし、第17条の規定により適用除外とされる場合は、この限りではない。

(委託者が負担する経費)

第4条 受託研究を受け入れるに当たって委託者が負担する額は、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費(以下「直接経費」という。)及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費等」という。)の合算額とする。

2 委託者が負担する間接経費等は、直接経費の30%に相当する額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては直接経費のみを負担させるものとする。

(1) 委託者が国(国以外の団体等で国からの補助金を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。)で間接経費等が措置されていない場合

(2) 委託者が前号以外の場合で、次のいずれかに該当し、機構長がやむを得ないと認める場合

イ 委託者が政府関係機関、特殊法人、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人であって、財政事情で間接経費等がない場合

ロ 委託者から従前より直接経費のみを受け入れていた研究題目で、継続して受け入れる場合

ハ 競争的資金による研究費のうち、当該研究費に係る間接経費等が措置されていない場合

(知的財産権の帰属)

第5条 受託研究による発明等に係る知的財産権(以下「本知的財産権」という。)は、原則として機構が所有するものとする。ただし、委託者の申し出により、機構と委託者双方の貢献度を踏まえて、その研究の成果に係る機構に属する本知的財産権の一部を譲与することができるものとする。

(出願等)

第6条 機構長は、本知的財産権が生じた場合は、帰属の決定、出願事務等が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。この場合において、機構長は、委託者から要望があったときは、出願等(外国出願を含む。)について委託者と協議するものとする。

(実施)

第7条 機構長は、機構が承継した本知的財産権を委託者又は委託者の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において専用実施権等を付与することができる。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。

2 機構長は、委託者又は委託者の指定する者が、独占的に実施することができる期間に

において、機構長と委託者が協議して定める期間を超えて、正当な理由なく実施しないときは、委託者又は委託者の指定する者の意見を聴取の上、委託者及び委託者の指定する者以外の者に対し、本知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

- 3 第1項又は前項に定めるところにより、本知的財産権の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(秘密の保持)

第8条 機構長は、受託研究の契約の締結にあたっては、委託者から提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とすることができるものとする。

(申込み)

第9条 受託研究の申込みをしようとする者は、受託研究申込書を機構長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第10条 機構長は、前条の受託研究申込書を受理したときは、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構研究費等受入審査会に諮り、適当と認めるときは、受入れを決定するものとする。

(契約の締結)

第11条 機構長は、前条により受入れを決定した受託研究の実施にあたり、別紙の受託研究契約書を標準として、受託研究に関する契約（以下「受託研究契約」という。）を締結するものとする。

(中止又は期間の延長)

第12条 受託研究の担当者（以下「研究担当者」という。）は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちにその旨を機構長に報告し、その指示を受けるものとする。

- 2 機構長は、前項の報告により受託研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、これを中止し、又はその期間を延長することを決定する。

- 3 機構長は、前項の決定を行ったときは、直ちに委託者と協議するものとする。

(研究の完了又は中止等に伴う直接経費等の取扱い)

第13条 受託研究を完了し、又は前条の規定により受託研究を中止する場合において第4条に規定する直接経費の額に不用が生じた場合は、委託者の請求に基づき返還するものとする。この場合において、既納の間接経費から当該研究で使用した直接経費に応じた間接経費を控除した残額の間接経費についても返還するものとする。

- 2 前条の規定により受託研究の期間を延長することにより直接経費及び間接経費に不足が生じる恐れがある場合において、機構長は委託者と協議のうえ、不足する直接経費及び間接経費を負担させるかどうかを決定するものとする。

(完了の報告)

第14条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、完了報告書を機構長に提出するものとする。

2 機構長は、前項の報告書の提出を受けたときは、委託者に完了の報告を行うものとする。

3 機構長は、受託研究の成果を委託者に報告するときは、研究担当者をして行わせるものとする。

(研究成果の公表)

第15条 受託研究による研究成果は公表を原則とする。なお、その公表の時期・方法について必要な場合には、特許権等の取得の妨げにならない範囲において、受託研究契約書等において適切に定めるものとする。

(契約の解除等)

第16条 委託者が、受託研究費を所定の支払期限までに支払わないときは、受託研究契約を解除できるものとする。

2 機構又は委託者は、相手方が受託研究契約に違反したときは、契約を解除することができるものとする。

(適用除外)

第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を受託研究又は委託者等に対して適用しないことができる。

(1) 政府関係機関、特殊法人、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人からの受託研究である場合

(2) その他、特別な事由によると機構長が認めた場合

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(権利義務の承継等)

2 平成15年度以前から実施している受託研究契約における権利及び義務については、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構が承継する。

附 則 (平成18年3月27日規程第29号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規程第94号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。